

定 款

一般社団法人 広島県LPガス協会

一般社団法人広島県L P ガス協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県L P ガス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、L P ガスの保安の確保とL P ガス事業等の総合的な発展を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) L P ガス事業等の保安の確保に関する企画、調査及び研究並びに安全性等に関する技術的な指導、教育に関する業務
- (2) L P ガス事業等の近代化及び経営の合理化等に関する企画、調査及び研究に関する業務
- (3) L P ガス事業等に係わる技術の調査、開発、実用化及び普及に関する業務
- (4) L P ガス事業等に関する情報の収集、知識の普及及び啓発
- (5) L P ガスの事故に伴う第三者、消費者等の救済に関する業務
- (6) 防災に関する業務及び災害時に伴う復旧及び復興支援活動業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同する個人又は法人であって、次のいずれかに該当するものを会員とする。

- (1) 広島県内においてL P ガスの販売又は製造の事業の許可等を受けた個人又は法人
- (2) 前号に規定する事業に関連する事業を行う個人又は法人
- (3) この法人の事業目的に賛同する個人又は法人

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、別に定める入会及び退会に関する規程に基づき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総代会において別に定める会費規定に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 特別な費用を必要とするときは、総代会の承認を得て徴収することができる。

(任意退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総代会において総総代の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総代会において、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1 年間以上会費を滞納したとき
- (2) 総総代が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体若しくは法人が解散したとき
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総代会

(種別及び構成)

第11条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

- 2 総代会は、全ての総代をもって構成する。
- 3 この法人は、各地域の会員で構成される地区毎に割り当てられた人数により選出される総代をもって社員とする。
- 4 総代は2年毎に改選され、任期は選任の2年後の改選終了の時までとする。
- 5 総代が欠けた場合又は総代の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の総代を選出することができる。補欠の総代の任期は、任期の満了前に退任した総代の任期の満了するときまでとする。
- 6 補欠の総代を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の総代である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の総代の補欠の総代として選任するときは、その旨及び当該特定の総代の氏名
 - (3) 同一の総代につき2人以上の補欠の総代を選任するときは、当該補欠の総代相互間の優先順位
- 7 第5項の補欠の総代の選任に係わる決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第4項の総代改選の終了のときまでとする。
- 8 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般法人法という）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 9 第1項の総代会をもって一般法人法の社員総会とする。

(権限)

第12条 総代会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総代会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 総代会は、通常総代会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総代会を開催する。

（招集）

第 14 条 総代会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総総代の議決権の 10 分 1 以上の議決権を有する総代は、会長に対し、総代会の目的である事項及び招集の理由を示して、総代会の招集を請求することができる。
- 3 総代会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、総代会の日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、理事会の決議により出席しない総代が書面によって議決権を行使できるとされた場合には、総代会の日の 2 週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第 15 条 総代会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは第 22 条第 3 項の規定による。

（議決権）

第 16 条 総代会における議決権は、総代 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 17 条 総代会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総総代数の議決権の過半数を有する総代が出席し、出席した総代の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総総代の半数以上であって、総総代の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第 18 条 総代会に出席できない総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理人を証する書面を総代会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により議決権を行使する場合は、当該総代は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総代会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した総代のうちから総代会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 40 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事の内 1 名を会長とし、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総代会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務の執行を総括する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行

の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総代会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総代会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総代会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の任期の満了のときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事が次の各号の一に該当する場合は、総代会において解任することができる。

- (1) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事については、総代会の決議により別に定める役員報酬等に関する規程により、報酬を支給することができる。

(顧問及び相談役)

第 27 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者のうちから、相談役は本会に功労のあったものうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本法人の運営に関して会長の諮問に応じ、諮問された事項について参考意見を述べるることができる。

- 4 顧問及び相談役の任期は第 24 条第 1 項の規定を準用する。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第 30 条 理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的たる事項を示して会長に招集の請求があったとき
- (3) 監事から会長に招集の請求があったとき

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第 22 条第 3 項の規定により理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会開催の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは第 22 条第 3 項の規定による。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 22 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 執行役員会

(執行役員会)

第 37 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、執行役員会を設置することができる。

2 執行役員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第 8 章 専門部会

(専門部会)

第 38 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総代会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第42条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(剰余金の分配制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

第10章 基金

(基金の拠出)

第44条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第 45 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第 46 条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第 47 条 基金の返還は、定時総大会の決議に基づき、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 48 条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取り崩しを行わないものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総大会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 50 条 この法人は、総大会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総大会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職位は、会長が理事会の同意を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。

第14章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を、事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、河尻 清 とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は、宮崎 栄二 とする。

一部改正，平成25年5月28日 (第20条 理事25名)
(第20条、第21条、第29条 常任理事の廃止・削除)
(第37条 常任理事会から執行役員会へ変更)